○法務省告示第五百五号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月八日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　イ以外の実習実施機関	ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
美保鉄筋株式会社	島根県出雲市東福町三百番地五	鉄筋施工

名称	所在地	実習内容
［同上］		

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第五百六号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月八日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関	イ　［同上］
ロ　イ以外の実習実施機関	ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社ホームデリカ	埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百四十九番地一	惣菜製造業

名称	所在地	実習内容
［同上］		

［項を加える。］

名称	所在地	実習内容
［略］		
日進産業	新潟県新発田市下飯塚五百五十七番地	型枠施工

名称	所在地	実習内容
［同上］		

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。